

## 認可保育施設と認可外保育施設の違い

	認可保育施設	認可外保育施設
児童福祉法に基づく 大阪府からの認可	受けている	受けていない（一部を除き、原則届出する必要あり）
対象児	就学前の保育に欠ける児童	就学前児童（保育に欠ける、欠けないを問わない）
入所申込	市（公立・私立共）	各施設
保育料	市町村が設定（公立・私立による差はない） 保護者の所得に応じた負担	各施設が設定（一般的に認可保育所より高くなっている）
施設基準	児童福祉施設最低基準	認可外保育施設指導監督基準
保育士（認可外保育施設においては保育従事者）の配置	0歳児：児童3人につき1人 1, 2歳児：児童6人につき1人 3歳児：児童20人につき1人 4歳児以上：児童30人につき1人	○主たる開所時間の11時間 概ね児童福祉施設最低基準に定める数以上（常時2名以上配置） ○11時間を超える時間帯 保育されている子どもが1人である場合を除き、常時2名以上配置
保育従事者の資格	保育士	保育従事者の概ね3分の1（保育従事者が2人の施設にあっては1人） 以上は保育士又は看護師の資格を有する者。
保育室等の面積、設備	2歳未満児 ・乳児室 1.65㎡/人 ・ほふく室 3.3㎡/人 ・医務室、調理室、便所の設置 2歳以上児 ・保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ・調理室・便所の設置 屋外遊戯場 ・2歳以上児 3.3㎡/人	保育室 1.65㎡/人 屋外遊戯場 規定なし 調理室・便所の設置